



受付

スポーツジム等の入会は十分に検討を！

無理をせずに続けられる

自分に合ったジムを選びましょう！

健康志向の高まりにより、スポーツジムやフィットネスクラブ等の施設を利用して新たに運動を始める方が増えています。適度な運動は大変望ましいことですが、特に高齢の方は若いときと比べて身体機能が弱くなっており、運動中の事故や骨折などのケガが起きやすくなっています。無理をせず自分の体力に合わせた運動をしましょう。持病のある方はかかりつけ医に相談して運動内容を決めましょう。



スポーツジムでマシンを使って運動したところ足が痛くなり、自分にはムリだと思って退会を申し出たら、違約金を支払うように言われたという事例があります。スポーツジム等、店舗で交わした契約は原則クーリング・オフができません。契約前に、自分に合った運動ができるジムか、退会・解約時には違約金等が発生するのか等、よく確認しましょう。

トラブルにあわないために

- 無理をせず、自分の体力やその日の体調に合わせた運動をしましょう。
- スタッフが常駐してる、AEDを設置している等、安全管理が整った施設を選びましょう。
- 入会后、健康状態や忙しい等の理由により、通うことが困難になる場合もあります。契約する前に、退会手続きや解約時の料金精算方法等について確認しましょう。
- 契約書面や規約を必ず読み、わからないことはスタッフに十分に説明してもらいましょう。
- 困ったときは消費生活センターに相談しましょう。



消費者トラブルにあった場合は、次のところまでお電話ください。

☎ 消費者ホットライン『188』⇒最寄りの消費生活センターにつながります。

(土日祝日は国民生活センター対応：午前10時～午後4時受付 ※年末年始を除く)

☎ 上記時間外は警察相談専用電話『#9110』へ(24時間対応)



海外通販での個人輸入は危険です！！

海外製サプリに危険ドラッグが！？

海外土産のお菓子の中に大麻が！？

海外から個人輸入した医薬品を使用するのは大変危険です。海外製の医薬品やサプリメントには、日本で危険ドラッグに指定されているものが名前や形状を変えて販売されていることがあります。通販サイトでは成分等の詳細が表示されていないため、危険ドラッグと知らずに購入してしまうかもしれません。クッキーやチョコレート等の中に大麻が含まれているものもあります。日本に持ち込むこと、人にあげること、持っていることは違法です。個人輸入をする際は十分に注意してください。



成年年齢引下げ
豆知識 その3

来年 **2022年4月1日** から**成年年齢が18歳**になります！

知識や経験の少ない若者が狙われます！

成年になった途端、消費者トラブルに巻き込まれることが多くなります。新成人は契約に関する知識や経験が少なく、内容をよく理解しないまま安易に契約を結んでしまう傾向にあり、そのような新成人を狙っている悪質業者もいます。注意してください。

未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、民法で定められた未成年者取消権によってその契約を取り消すことができますが、成年になって結んだ契約は未成年者取消権の行使ができなくなります。契約は口頭でも成立し、簡単に取り消せるものではありません。安易に契約せず、家族に相談するなどしてよく考えてから契約をするようにしましょう。

★困ったときはひとりで悩まず、消費生活センターに相談してください！

消費生活無料法律相談会開催日

- ・ 7月 7日(水) [午後 1 時 30 分から]
- ・ 8月 11日(水) [午後 3 時 30 分まで]

※相談時間はお一人様30分となります。また、事前の予約と聞き取りが必要です。5日前までにお電話ください。



庄内消費生活センター

東田川郡三川町大字横山字袖東19-1(庄内総合支庁 1階)

《開設時間》 午前9時～午後5時 (土日祝日・年末年始を除く)

《電話番号》 0235-66-5451

※来庁の際は事前にご連絡ください(要予約)。

☆消費者ホットライン(188)もご利用ください☆

相談してケロ！



交通事故相談所も併設しております。交通事故でお困りの方はご相談ください。
山形県交通事故相談所 庄内支所 TEL:0235-66-5452